

蒲郡市高齢者虐待防止ネットワーク事業実施要綱

(設置)

第1条 この要綱は、高齢者に対する虐待防止に向けて、地域の関係機関等の連携により、地域における高齢者虐待防止のためのネットワークの形成及びその運用を行う事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定め、住み慣れた地域における高齢者の安心した生活の確保に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、蒲郡市とする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 早期発見・見守りネットワーク、保健医療福祉サービス介入ネットワーク、関係専門機関介入支援ネットワークからなる高齢者虐待防止ネットワーク部会の形成及び運用に関する事
- (2) 高齢者虐待を受け、又は受ける恐れのあるケースを発見した場合の各ネットワークを活用した虐待ケースのマネジメントに関する事
- (3) 地域住民への広報及び普及活動に関する事
- (4) 高齢者虐待防止ネットワークに必要と認める事業に関する事
- (5) 高齢者虐待防止策の検討及び事業全体の評価・見直しに関する事

(蒲郡市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会)

第4条 事業を円滑に運営するため、医療、保健、福祉、行政、関係団体等の高齢者虐待に関係する者で構成する蒲郡市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を設置するものとし、その組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(部会)

第5条 第3条の事業について具体的な検討を行うため、必要が生じたときは、部会を開催する。

- 2 部会は、各ネットワーク部会の担当者等で構成（以下「部会構成員」という。）し、ケース検討、情報の共有及び援助方法等の検討を行う。

(秘密の保持)

第6条 運営委員会委員及び部会構成員は、職務上知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。